

港区介護予防個別支援システム開発設定等委託 事業候補者選考【第一次審査評価集計表】

項番・項目	評価の視点	配点	A事業者					合計	
			委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V		
1 基本事項の評価									
1	資格要件 (取得資格)	・管理者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。 (事務局が客観的視点により採点)	10	10	10	10	10	50	
2	専門技術力 (経験年数、実績)	・類似業務の実績を有しているか。 ・担当者又は技術者が求める経験年数を満たしているか。 (事務局が客観的視点により採点)	20	16	16	16	16	80	
3	専任性 (手持ち業務量)	・担当者又は技術者が他の業務 (案件) を担当せず、本件について専任となっているか。 (事務局が客観的視点により採点)	10	6	6	6	6	30	
4	実施体制的的確性 (予定担当者又は技術者の動員計画)	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制となっているか。 (事務局が客観的視点により採点)	10	10	10	10	10	50	
第一次審査 小計①			50	42	42	42	42	210	
							満点	250	
							平均	42.0	
2 企画提案の評価									
1 計画の妥当性について【様式6】									
(1)	企画提案書の内容	本業務の目的を十分に理解し、具体的かつ有効性の高い企画提案書となっているか。また、提案を実現するための適切な業務従事者の配置計画及びスケジュールであるか。	20	12	12	12	16	12	64
2 システムについて【様式7-1】									
(1)	業務効率化	システム利用職員 (システム利用者及びシステム管理者) が円滑に業務できるように配慮されたシンプルで分かりやすいものとなっているか。併せて、業務効率化につながる提案となっているか。	20	16	16	16	20	16	84
(2)	柔軟性・拡張性	システム開発中のトラブル発生時に柔軟な対応が可能であるか。また、将来性を含めて港区にとって有益な提案がされていて、継続的な機能向上が見込めるか。	20	12	16	16	16	12	72
3 運用性について【様式7-2】									
(1)	メンテナンス・サポート体制	システム導入後のシステム利用職員向け説明会の実施計画や、リリース後のメンテナンス体制及びサポート窓口の設置体制等保守運用が、費用面を含めて整っているか。	20	16	16	12	16	12	72
(2)	セキュリティ対策	個人情報を取り扱う上で適切なセキュリティ対策が施されているか。(暗号化、アクセス制限など)	10	6	6	6	8	10	36
4 効果・分析機能について【様式7-3】									
(1)	データの集約・分析機能	教室情報や利用者情報を一元管理し、簡単に閲覧・フィルタリングできる機能が備わっているか。また、そのデータが正確かどうかを確認する仕組みがあり、効果的な可視化ツールで分析ができるか。	20	12	12	16	16	16	72
(2)	帳票やレポート作成機能	利用者へのフィードバックのための帳票が適切に表示及び出力され、担当者が容易に帳票やレポートを作成できるかどうか。データ分析に基づき改善提案を自動生成できる機能があれば、非常に高く評価される。	30	18	18	24	18	24	102
第一次審査 小計②			140	92	96	102	110	102	502
							満点	700	
							平均	100.4	
3 見積額の評価									
1	見積価額	・参考事業規模に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点)	20	20	20	20	20	20	100
第一次審査 小計③			20	20	20	20	20	20	100
							満点	100	
							平均	20.0	
合計 (小計①+②+③)			210	154	158	164	172	164	812
							満点	1050	
							平均	162.4	
事務局採点配点			26						
			満点					65	
加点項目									
区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点 (満点) の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない		0				
ワーク・ライフ・バランス推進の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) 第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年法律第64号) 第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点 (満点) の合計5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採点配点の5%	該当しない		0				
障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点 (満点) の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当する		13				
環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、一次審査合計点の5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採点配点の5%	該当する		13				
災害協定活動の評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、一次審査合計点の5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない		0				
第一次審査合計 (加点項目含む)			838						